

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は、次の要件を満たした耐震改修工事をした場合、市に申告することにより改修住宅の固定資産税が1年度分2分の1減額できる制度です。

1 要件

(1) 改修する住宅について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。

※ 併用住宅の場合、居住部分の床面積が50%以上であること。

(2) 改修工事について

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

ア 令和13年3月31日までに完了した工事であること。

イ 現行の建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合する改修工事であること。

(3) 工事費について

耐震改修に係る工事費が50万円超であること。

2 減額内容

減額措置の適用については、住宅1戸につき1回までです。

適用年度	適用床面積	内 容
改修工事完了年の翌年度 1年度分	改修住宅の床面積のうち 120㎡まで	改修住宅に係る固定資産税 の2分の1を減額

※ 当該住宅が、耐震改修工事の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、翌々年度分についても減額の対象となります。

3 申告手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書

+

ア 耐震基準に適合した工事である旨の証明書
（地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行したもの）
イ 改修工事費用が確認できる書類
（領収書の写し、補助金等の交付決定通知書の写し、工事明細書の写し、改修前・改修後の写真等）

4 その他

他の制度との併用適用はできません。